

坂井市農地水広域協定 物品購入・工事等・業務委託に関する必要書類 一覧表

【物品購入：防草シート／草刈機 等】

◆10万円以上の防草シート等の物品購入、また備品購入については、購入前に協定事務所にご連絡ください。

(備品購入については耐用年数の確認が必要)

宛名：坂井市農地水広域協定(集落委員会名)

	10万円未満	10万～ 50万円未満	50万～ 150万円未満	150万円以上 [入札]	
①見積依頼書	-	2社以上	3社以上	3社以上 (5社程度)	⇒集落委員会作成
②見積書	-	2社以上	3社以上	3社以上 (5社程度)	
③見積結果報告書 (立会人記載必要)	-	○ (3人以上)	○ (3人以上)	○ (3人以上)	⇒集落委員会作成
④明細書/レシート	○	○	○	○	
⑤請求書	○	○	○	○	
⑥領収証	○	○	○	○	
⑦検取調書	-	○	○	○	⇒集落委員会作成
⑧備品管理台帳 (購入写真必要)	○ 備品購入に限る	○ 備品購入に限る	○ 備品購入に限る	○ 備品購入に限る	⇒集落委員会作成

■事業対象外の購入は返還対象となります。